

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則

平成21年3月31日最高裁判所規則第6号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則を次のように定める。

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則

裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十四条第二項の標準的な官職は、別表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる組織に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

附則  
(施行期日)

- この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。  
(裁判所職員に関する臨時措置規則の一部改正)
- 裁判所職員に関する臨時措置規則（昭和二十七年最高裁判所規則第一号）の一部を次のように改正する。  
本則中「職階制、試験」を「採用試験」に改める。

別表

職務の種類	組織	職制上の段階	標準的な官職
一 二の項から六の項までに掲げる職務以外の職務	一 最高裁判所（司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館を含む。以下同じ。）	一 最高裁判所事務総長の属する職制上の段階	事務総長
		二 審議官、家庭審議官、最高裁判所事務総局規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十号）第四条第一項に規定する局長及び課長並びに司法研修所及び裁判所職員総合研修所の事務局長の属する職制上の段階	局長
		三 最高裁判所事務総局規則第五条第一項に規定する課長及び室長、最高裁判所の首席技官、司法研修所及び裁判所職員総合研修所の事務局次長、最高裁判所図書館の副館長並びに司法研修所事務局、裁判所職員総合研修所事務局及び最高裁判所図書館の課長の属する職制上の段階	課長
		四 第二号に規定する課長又は前号に規定する課長若しくは室長を補佐し、次号又は第六号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職、最高裁判所の主任技官及び裁判所職員総合研修所教官（最高裁判所の定めるものを除く。）の属する職制上の段階	課長補佐
		五 課の所掌事務を分掌する係の長	係長

	(最高裁判所の定めるものを除く。)の属する職制上の段階	
	六 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	裁判所事務官
二 高等裁判所(知的財産高等裁判所を含む。以下同じ。)	七 高等裁判所の事務局長及び高等裁判所事務局の事務局次長の属する職制上の段階	事務局長
	八 高等裁判所事務局の課長(知的財産高等裁判所事務局の課長を除く。)及び知的財産高等裁判所事務局長の属する職制上の段階	課長
	九 高等裁判所の支部及び知的財産高等裁判所事務局の課長、前号に規定する課長を補佐し、次号又は第十一号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職並びに営繕及び施設管理の技術に関する事務を掌理し、又は整理する官職の属する職制上の段階	課長補佐
	十 課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
	十一 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	裁判所事務官
三 地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所及び検察審査会	十二 地方裁判所及び家庭裁判所の事務局長の属する職制上の段階	事務局長
	十三 地方裁判所及び家庭裁判所の事務局及び支部、簡易裁判所並びに検察審査会事務局の課長、検察審査会事務局長(最高裁判所の定めるものを除く。)並びに課長を補佐し、次号又は第十五号に規定する官職のつかさどる事務を整理する官職の属する職制上の段階	課長
	十四 課の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
	十五 前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	裁判所事務官

		督を受ける官職の属する職制上の段階	
二 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第五十七条第二項、第六十条第二項及び第三項並びに第六十条の二第二項に規定する事務をつかさどる官職の職務	一 最高裁判所	一 大法廷首席書記官、小法廷首席書記官及び訟廷首席書記官の属する職制上の段階	首席書記官
		二 訟廷首席書記官補佐及び各法廷の裁判所書記官（最高裁判所の定めるものを除く。）の属する職制上の段階	裁判所書記官
	二 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所	三 高等裁判所及び地方裁判所の裁判所調査官並びに首席書記官の属する職制上の段階	首席書記官
		四 主任書記官、主任速記官、訟廷管理官、裁判員調整官及び速記管理官の属する職制上の段階	主任書記官
		五 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の属する職制上の段階	裁判所書記官
三 裁判所法第六十一条の二第二項及び第六十一条の三第二項に規定する事務をつかさどる官職の職務	高等裁判所及び家庭裁判所	一 首席家庭裁判所調査官の属する職制上の段階	首席家庭裁判所調査官
		二 高等裁判所の家庭裁判所調査官（最高裁判所の定めるものを除く。）及び主任家庭裁判所調査官の属する職制上の段階	主任家庭裁判所調査官
		三 家庭裁判所の家庭裁判所調査官の属する職制上の段階	家庭裁判所調査官
		四 家庭裁判所調査官補の属する職制上の段階	家庭裁判所調査官補
四 医学的診断に関する事務をつかさどる官職の職務（次項に掲げる職務を除く。）	各裁判所	医師たる裁判所技官の属する職制上の段階	医師
五 医師の職務を補助する事務に従事する官職の職務	各裁判所	医師の職務を補助する事務に従事する裁判所技官の属する職制上の段階	看護師
六 自動車運転手その他の技能職員及び守衛その他の労務職員が従事	各裁判所	一 他の官職を指揮監督する官職の属する職制上の段階	職長

する事務をつかさどる官職の職務		二. 前号に規定する官職の指揮監督を受けて事務を行う官職の属する職制上の段階	係員
-----------------	--	--	----